

入札参加資格登録（工事関係委託）業者 各位

会津若松市長 室井 照平
（公印省略）

会津若松市工事関係委託契約約款の一部改正について（通知）

このことについて、市工事請負契約約款及び県の規定に準じ、下記のとおり工事関係委託契約約款の一部を改正しましたので、お知らせします。

記

1 改正した契約約款

- (1) 会津若松市建築設計業務委託契約約款（著作権を共有）
- (2) 会津若松市建築設計業務委託契約約款（著作権を発注者に譲渡）
- (3) 会津若松市土木設計業務委託契約約款
- (4) 会津若松市測量業務委託契約約款
- (5) 会津若松市調査業務委託契約約款
- (6) 会津若松市工事監理業務委託契約約款

2 改正内容

- (1) 発注者が催告によらず契約を解除することができる要件の拡大
経営に実質的に関与している者が、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合等においても発注者が契約を直ちに解除できることとしました。
また、当該契約に関して談合等不正行為を行った場合も同様としました。
- (2) その他、文言の整理を行いました。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

4 その他

改正後の契約約款については、市ホームページ＞入札情報＞9 入札契約関係様式＞規程様式／契約約款／その他書類 に掲載しております。

（事務担当：契約検査課入札契約グループ 直通 39-1217）